

3 初教科第 1 4 号
令和 3 年 7 月 6 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
神 山 弘

(公印省略)

株式会社第一学習社による教科書採択に係る不公正な行為
に関する調査結果について (通知)

株式会社第一学習社による教科書採択に係る不公正な行為に関し、第一学習社の調査結果に基づいて、先般、関係する都道府県教育委員会等に情報提供を行い、事実関係の確認及び教科書採択への影響の有無等について調査を依頼したところですが、本日、その調査結果を別添のとおり取りまとめ公表しました。関係する都道府県教育委員会等におかれては、調査に御協力いただき、御礼申し上げます。

今回の調査結果で判明した事案は、いずれも平成 28 年以前の過去のものです。教科書採択に係る不公正な行為が判明したことを契機として、改めて教科書採択における公正確保の必要性を認識いただくことが重要です。

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和 3 年 3 月 30 日付け 2 文科初第 2012 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、引き続き、その徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いいたします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

(株) 第一学習社による教科書採択に係る不公正な行為の隠蔽・虚偽報告に関する
都道府県教育委員会等による調査結果について

令和 3 年 7 月 6 日
文部科学省初等中等教育局教科書課

1. 事案概要

本年 2 月末、教科書課に匿名の通報があったことを受け、事実関係を確認した結果、平成 28 年に文部科学省が行った「高等学校用教科書採択の公正確保のための緊急調査」(平成 28 年 6 月 15 日付で実施、同年 7 月 26 日結果公表、以下「平成 28 年調査」という。)において、(株) 第一学習社が虚偽の報告を行い、教科書採択関係者に対する利益供与を行っていた事実を隠蔽していたことが明らかになった*。

このため、関係する都道府県教育委員会等に情報提供を行い、事実関係の確認及び教科書採択への影響の有無等に関する調査を実施していたところ、結果が取りまとまったため公表するものである。

(※) 令和 3 年 3 月 30 日公表の内容

- ・ 第一学習社が、平成 28 年調査において報告していなかったにもかかわらず、教科書採択関係者に対する利益供与を行っていた事実が確認されたのは、28 校・46 件 (第一学習社が利益供与を行ったと思われると認めたもの)
- ・ 上記以外に、利益供与した可能性がある(実際には利益供与していないものが含まれる可能性がある)のは、1,328 件
(合計 1,374 件)

2. 調査結果

○ 上記 1,374 件について、他の教科書発行者から利益供与された事実の有無を含め、関係する都道府県教育委員会等を通じて調査した結果、第一学習社から教科書採択関係者に対する利益供与が行われた事実が、21 の都道府県の計 60 校において 126 件確認された。(実際に利益供与された教材が異なっていた 4 件を含む。)(別紙参照)

○ なお、これら今般の事案において明らかとなった不公正な行為が行われた時期は、平成 28 年以前であり、いずれも教科書採択に不公正な影響を与えたと認められる事案はない旨の報告を受けている。

※ 関係する都道府県教育委員会等による調査の結果について、第一学習社は利益供与を行ったと思われることを認めている。

3. 文部科学省による今後の対応

- 第一学習社に対し、本調査結果を伝達するとともに、社としての今後の対応について報告を求める。
- 各都道府県教育委員会等及び教科書発行者に対して、今般の事案を周知するとともに、教科書採択における公正確保の徹底を引き続き図ることを要請する通知を発出する。加えて、今般の事案について、文部科学省ホームページに公表する。
- (一社)教科書協会に対して必要な情報を共有した上で、教科書発行者行動規範に基づき、教科書協会としての対応を検討するよう、要請する。
- なお、教科用図書検定規則第7条第2項(不公正な行為が行われた場合に、関係する申請図書を不合格とする措置)の適用について、当該規定が設けられたのは、平成29年8月10日であるが、今般の事案において明らかとなった不公正な行為が行われた時期は、平成28年以前であり、当該規定が設けられる前であるため、その適用はできない。

(参考)教科用図書検定規則(平成元年文部省令第20号)(抜粋)

(申請図書の審査)

第7条 (略)

- 2 文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為をした申請者によるものであって当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、前項の規定にかかわらず、当該種目の申請を行うことができる年度(以下この項及び次項第2号において「申請年度」という。)のうち当該行為が認められたときから直近の1の年度(第4条第2項の規定に基づき当該種目が連続する2以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合には当該二以上の年度とし、当該行為が認められた後に当該申請者による申請図書の検定審査が行われる当該行為が認められた年度を含む。)に行われる検定審査(検定審査不合格の決定が行われた後に当該図書について不公正な行為が認められた場合であって、当該種目の申請年度以外の年度に第12条第1項の規定による再申請を行うことが可能であるときは、当該再申請に基づいて行われる検定審査)に限り当該申請図書について検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(別紙) 【 都道府県別 校数・件数内訳 】 ※いずれも平成28年以前のものである。

都道府県	合計					
	校数	件数	公立校数	公立件数	私立校数	私立件数
北海道	2	3	2	3	0	0
青森県	1	1	0	0	1	1
山形県	1	3	1	3	0	0
茨城県	3	8	0	0	3	8
栃木県	3	7	0	0	3	7
群馬県	5	27	3	7	2	20
千葉県	9	10	7	8	2	2
東京都	6	9	2	2	4	7
神奈川県	4	4	2	2	2	2
新潟県	2	2	2	2	0	0
石川県	1	3	1	3	0	0
長野県	2	2	2	2	0	0
愛知県	7	16	2	4	5	12
大阪府	4	5	2	2	2	3
島根県	1	1	0	0	1	1
岡山県	1	12	0	0	1	12
広島県	1	1	0	0	1	1
香川県	1	1	0	0	1	1
福岡県	1	1	0	0	1	1
長崎県	2	5	2	5	0	0
沖縄県	3	5	3	5	0	0
計	60	126	31	48	29	78